

## 障がいのある学生に対する支援ポリシー（平成 28 年 6 月 22 日）

### 1 基本理念

仙台青葉学院短期大学は、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、障がいのある学生を障がいを理由として差別することなく、本学の教育を受ける機会を保障し、個々の学生がその能力を最大限に発揮できる修学環境を提供するため、学生支援を行う。

### 2 基本方針

基本理念に基づき、支援実施の指針となる基本方針を次のとおり定める。

- (1) すべての学生に修学の機会を保障するため支援を行う。
- (2) 修学及び学内での生活について、学生本人を交えて話し合い、合理的配慮を提供する。
- (3) 全学の関係者及び関係組織が協力して支援に取り組む。
- (4) 個人情報保護を徹底する。
- (5) 支援の方針等を公開する。

### 3 支援対象学生

支援の対象となる学生は、障害者手帳や医師の診断書等により支援が必要と認められる者又は運営協議会の議を経て学長が支援の必要性を認めた者で、本人又は保護者が支援を受けることを希望したものとする。

### 4 支援範囲

障がいのある学生への支援は、必要に応じて次のとおりとする。

- (1) 入学試験の配慮
- (2) 修学上の支援
- (3) 正課外活動の支援
- (4) 学内での生活支援
- (5) 就職支援
- (6) その他運営協議会の議を経て学長が認めた支援

### 5 支援実施計画

教務委員会において、障がいのある個々の学生に応じた支援の実施計画を定める。

### 6 支援体制

障がいのある学生が所属する学科及び学生総合支援センター（保健室及び学生相談室を含む。）など関係部署が緊密に連携して支援を行う。